

平成 24 年度第 2 回門真市社会教育委員会議事録

日 時 平成 25 年 3 月 27 日（水）午後 1 時 30 分～2 時 40 分

場 所 門真市役所第 2 別館（教育委員会）3 階第 1 会議室

出席委員 大西委員・川崎委員・星井委員・前田委員・桂委員・古川委員・長嶋委員・建部委員

事務局 三宅教育長、柏木教育次長、柴田生涯学習部長、渡辺生涯学習部次長、
脊戸地域教育文化課長、丹路スポーツ振興課長、秋月図書館長、
増田地域教育文化課長補佐、藤川地域教育文化課長補佐、東田地域教育文化課長補佐、
山本図書館長代理、山本図書館分館長、宇治原地域教育文化課副参事
須上地域教育文化課係員

欠席者 なし

傍聴者 なし

<藤川地域教育文化課長補佐>

定刻になりましたので、平成 24 年度第 2 回門真市社会教育委員会議を開催いたします。今回は昨年 11 月に次いで会議でございますことから、委員の皆様方及び事務局の紹介については省略させていただきますと存じます。それでは、開会にあたり三宅教育長からご挨拶を申し上げます。

<三宅教育長>

皆様こんにちは、お忙しい中でお集まりくださりまして、本当にありがとうございます。今、司会が申しましたように、社会教育委員会議につきましては、昨年の 11 月に開催し、そのときには本市の生涯学習の根幹となります、生涯学習推進基本計画を本年度と次年度の二カ年をかけまして策定すべく、専門家、市民代表、職員で構成する策定委員会等で鋭意議論をすすめているところでございます。策定にあたりましては、多くの市民の皆様への参加・参画による計画としてまいりたいと考えております。

さて、本日の会議では、昨年 11 月の社会教育委員会議を踏まえまして、今年度の社会教育関係事業の進捗状況、今後の方向性の報告及び次年度におきまして実施いたします、音楽と活気のあふれるまちづくり推進事業、歴史遺産整備事業、（仮称）市立総合体育館建設事業などについて、また社会教育関係団体の登録認定についてご議論をいただきたいと存じます。

いずれの案件につきましても、本市の生涯学習推進の観点から大変重要な内容でございます。委員の皆様方におかれましては高い識見と豊かな経験から何卒忌憚のないご意見を頂戴いただきますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

<藤川地域教育文化課長補佐>

それでは、配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。お配りいたしました資料は、平成 24 年度門真市教育委員会議の次第、資料 1 の平成 24 年度社会教育関係事業報告について、資料 2 の平成 25 年度社会教育関係事業計画及び予算について、以上 3 点でございます。

資料はそろっておりますでしょうか。それでは、今後の進捗を議長にお願い申し上げたいと存じま

す。

議長、宜しく願いいたします。

<議長>

それでは、大変不慣れではございますが、お役目を果たしたいと思えます。案件に入る前に当会議における会議の公開・非公開について皆様方に確認を行いたいと思えます。本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を委員会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

なお、付属機関である審議会・委員会などの会議については、透明かつ公正な会議の運営に資するとともに、市民参加による市政の推進に寄与することを目的として、公開することを原則としております。当会議では情報公開の観点から、これまでと同じ様に原則公開とし、プライバシー等個人情報についての審議を行う際には、必要に応じて非公開ということにしたいと思えますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

<議長>

異議なしの声、ありがとうございます。それでは当会議では原則公開とし、必要がある場合のみ非公開といたします。それでは、案件 1. 平成 24 年度社会教育関係事業報告について、事務局より説明願います。

<脊戸課長>

それでは、資料 1 平成 24 年度社会教育関係事業報告に基づきまして、ご説明申し上げます。報告内容が相当な量になっておりますので、記載しております事業から前回の社会教育委員会議の 11 月 22 日以降に新たに実施された事業内容をご報告いたします。予めご了承賜りますようお願いいたします。それでは、事業の経過をご報告申し上げます。1 ページから 2 ページにかけて、平成 24 年度新たに実施した事業について、担当部署ごとに分けて記載しております。この中から、地域教育文化課文化振興グループ No 2 めざせ世界へはばたけ事業について、報告させていただきます。

次年度実施いたします海外派遣研修の業務委託契約にあたり、プロポーザル方式により旅行会社を選定いたしました結果、(株)アーク・スリー・インターナショナルが受託者として決定いたしました。また、2 月 24 日(日)に開催いたしました第 2 回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストでは、昨年度を大きく上回る 367 人の応募がありましたが、その中から一次、二次審査を通過した 17 人がコンテストに臨みました。全員が素晴らしいプレゼンテーションを披露した後、最優秀賞 1 人、優秀賞 8 人、奨励賞 8 人が決定いたしました。なお、コンテストで最優秀賞及び優秀賞を受賞した 9 人は今年の 8 月に、オーストラリアのアデレード市で実施を予定している海外派遣研修の研修候補生となります。

次に地域教育文化課施設整備グループ No 1 新体育館・生涯学習複合施設建設事業について、報告させていただきます。この事業は、3 月 25 日に開催された教育委員会議で基本計画(案)が議決されました。議決された基本計画については、印刷したものを 4 月以降に配付させていただきたい

と存じます。

次に2枚めくっていただきますと、3ページから11ページにかけて、平成24年度継続事業について、担当部署ごとに記載しております。この中から、5ページの地域教育文化課文化振興グループNo9文化芸術振興事業について、報告させていただきます。

この事業は、文化芸術振興施策を総合的に推進するため、門真市文化芸術振興審議会を開催するものであり、この審議会は、門真市文化芸術振興基本方針の策定及び変更その他文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議するため、門真市文化芸術振興審議会を置くとしておりましたが、基本方針の策定後3年間審議会が開催されていない状況にございました。そのため、今年度は新たに文化芸術振興審議会委員を委嘱し、審議会を開催いたしました。開催されました審議会では、文化芸術振興基本方針策定からこれまでに行った文化芸術振興施策について、報告を行いました。

以上、簡単ではございますが平成24年度社会教育関係事業報告とさせていただきます。以上でございます。

<議長>

只今、平成24年度社会教育関係事業報告についてご説明をいただきました。これにつきまして、ご意見、質問等ございませんでしょうか。かなり、事業の成果、及び課題等々綿密に記録していただいております。

<質疑応答> なし

<議長>

特にご質問、ご意見ございませんようでしたら、次年度の計画・予算等がございますので、そのところで、ご質問、ご意見を賜りたいと存じます。それでは、次の案件に移ります。案件2.平成25年度社会教育関係事業計画及び予算について、事務局よりご説明ください。

<脊戸課長>

それでは、平成25年度の社会教育関係事業計画及び予算について、ご報告申し上げます。資料2の「平成25年度社会教育関係事業計画及び予算について」をご覧ください。報告内容が相当な量になっておりますので、平成25年度新たに実施いたします事業及び改善いたします事業について、重点的なものを担当部署からご報告いたします。それでは5枚めくっていただきまして、4ページから5ページにかけまして、平成25年度新たに実施いたします事業について、担当部署ごとに分けて記載しております。この中から、まず、地域教育文化課地域教育支援グループNo1家庭教育支援（つながるハート）事業について、報告させていただきます。

この事業は、家庭教育支援相談員を各中学校区の小学校に1名配置し、小・中学生及びその保護者の相談に応じるとともに、課題のある家庭に訪問する、アウトリーチ型の相談事業を実施いたしますとともに、ケース会議の議論を経て、継続的支援に努めてまいります。また、保護者同士や様々な年代の人との対話や交流を通して、子育ての大切さ等を学ぶ親学習講座を実施いたします。

次に、地域教育文化課文化振興グループNo1音楽と活気のあふれるまちづくり推進事業について、報告させていただきます。この事業は、ルミエールホールやまちかど等でのコンサートの開催や音

楽の振興に関する情報の発信等を行い、市民が身近に芸術や文化に触れることができる環境を整備するものであり、次年度は「茨田堤」をモチーフにした 35 名程度の子どもが出演するミュージカル風の影絵や、大人と青少年からなるベートーヴェン第九交響曲の合唱を実施いたします。この事業の参加者を広く公募することにしていきます。

次に、地域教育文化課施設整備グループ No1 市民文化会館改修計画策定事業について、報告させていただきます。この事業は、平成 5 年に開設いたしました市民文化会館ルミエールホールについて、外壁のタイルなどの経年劣化が懸念されることから、打診調査などを実施し、大規模改修等の計画的な実施の基礎資料とするものです。

次に、地域教育文化課施設整備グループ No 3 市民プラザ運営事業、No4 市民プラザ運営事業（大規模修繕）について、報告させていただきます。市民プラザにつきましては、本年 4 月から 3 年間は奥アンツーカ株式会社が指定管理者として運営することとなります。また、門真市立門真市民プラザは平成 19 年に開設しておりますが、昭和 56 年に府立門真南高校として開設した建物を転用した施設であり、雨漏りなどがすでに起きていることから、屋上の防水工事やその他施設管理工事を実施するものでございます。

続きまして、スポーツ振興課長より、5 ページのスポーツ振興課 No 1（仮称）市立総合体育館建設事業について、報告させていただきます。

<丹路課長>

それでは、No 1（仮称）市立総合体育館建設事業につきまして、報告させていただきます。（仮称）市立総合体育館建設にかかる設計業務につきましては、（仮称）市立総合体育館基本設計・実施設計受託者選定委員会を設置し、事業者が有する過去の同規模の総合体育館の実績はもとより、策定されました「新体育館建設基本計画」の理解度やそれらに裏づけされた事業者の技術提案などを総合的に評価し、プロポーザル方式により設計者を選定することにしております。なお、選定委員会委員につきましては、本市にふさわしい体育館となりますよう、「体育施設」、「防災、建築計画」、「まちづくり」の専門的な知見を有する外部有識者をはじめ、本市職員で構成する見込みでございます。今後の進め方でございますが、平成 25 年上半期を目途に設計事業者を選定し、平成 25・26 年の 2 ヶ年をかけまして、設計業務、基本設計、実施設計へと進めてまいりたいと考えております。今後におきましても、市民の皆様から大きな期待をいただいている事業でございますことから、新体育館建設基本構想に掲げております「誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点」の実現にむけ、策定の過程におきまます透明性の一層の確保を基本として、進めてまいりたいと考えております。

次に 2 枚めくっていただきまして、6 ページにございます改善事業について、地域教育文化課長よりご報告させていただきます。

<脊戸課長>

それでは、No 1 かどま学びの広場（かどナビ）事業について、報告させていただきます。この事業は、かどま土曜自学自習室サタスタ事業、まなび舎 kids 事業、放課後子ども教室推進事業を統合し、事業名をかどま学びの広場（かどナビ）事業とする計画でございましたが、事業名が不採択となり、サタスタにつきましては現行どおり全小中学校での実施とし、学習内容の充実を図るため、

従来から懸案でありました教材ソフトを全小学校に導入いたします。また、まなび舎 kids につきましては、現在の4校での実施を拡充してまいります。

次に、No2子どもの安全見守り事業について、報告させていただきます。この事業は、警察官OBでありますスクールガードリーダーを従来の1名から3名に増員し、1名が二中学校区を担当し、子どもたちの安全確保に努めるとともに、中学生が地域などで迷惑行為等を行った際、その地点を集中的に巡回いたします。

次に、No3子ども英会話・理科講座運営事業について、報告させていただきます。この事業は、次年度より英会話講座の内容の充実を図るため、公募型プロポーザル方式により英会話講座を委託することにいたしました。受託者は本市に活動拠点を置く特定非営利活動法人、または公益活動を行う任意団体であることとし、市内で活動する団体の育成も視野にしておるものでございます。

以上、簡単ではございますが平成25年度社会教育関係事業計画及び予算の報告とさせていただきます。

<議長>

只今、平成25年度社会教育関係事業計画及び予算について説明いただきました。これにつきまして、ご意見、質問等ございませんでしょうか。

<委員>

小さなことですが、改善事業の地域教育支援グループのNo1かどま学びの広場、これはかどナビという事業一つに統合する予定であったが、まとまらなかった。その理由は何だと思いませんか。

<増田地域教育文化課長補佐>

この事業につきましては、中身がサタスタとまなび舎は比較的似たことをやっております。自学自習ということで、子どもたちが自分で宿題をやっていることから、その観点から統合しようと試みたのですが、サタスタは平成21年度から実施しまして、今年で3年目ということで、まだ、小学校も中学校も継続して様子を見る必要があるだろうということで、そのままサタスタは存続ということになりました。このかどナビ事業を計画しているときには、中学校のサタスタの活用状況に課題があったものですから、その辺を変更いたしまして、かどナビ事業にしようとしたのですが、中学校も引き続き実施してそのまま継続して様子を見るということになりましたので、サタスタを継続で実施することになりましたので、まなび舎も統合せず、現状のまま継続することになったものでございます。ただ、中身にあります教材ソフトを全小学校に導入して、サタスタでもまなび舎でも両方で同じ教材を活用できることになりました。

<委員>

完成年度までもう少し様子を見るということですね、結局は。

<増田地域教育文化課長補佐>

そうですね。

<委員>

二つをまとめるのも、一つずつバラバラにするのも趣旨は同じですので、そこで担当するものがしつかり心得ておけばいいことだろうと思いますね。

<議長>

ご意見ありがとうございます。それに対して小学校、中学校からはご意見等ございませんでしょうか。他に何か言っておきたいという方おられませんか。

<委員>

新規事業のつながるハート事業で、悲願が叶ったという感じで、大変ありがたいし、よく頑張っていたのだというのが率直な感想でして、何とかこれを温めて発展させていただきたい。数字の上でも答えが出るような事業になっていけばいいなと思いますので、まず、事業として確定していただいた皆様に頭が下がる思いというのと、今後もどんな支援も惜しまない気持ちですので、そのことだけお伝えしたいと思います。

<議長>

門真市家庭教育支援事業に対して、事務方にご苦労様という思いと、発展してやっていきたいという熱い思いをいただきました。その他ございませんでしたら、次に案件3. 門真市社会教育関係団体の登録認定について、事務局より説明願います。

<藤川地域教育文化課長補佐>

それでは門真市社会教育関係団体登録の認定について、ご報告申し上げます。次第が表紙の資料3ページ、4ページをご覧ください。このたび、7つの団体より社会教育関係団体の登録申請がございました。つきましては、門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱第4条、「登録の可否については社会教育委員会議に諮り、決定するものとする」という規定に基づきまして、社会教育委員の皆様にご審議いただきたいと思います。次に5ページをご覧ください。今回、申請のございました7団体は平成25年3月31日をもって登録有効期間を迎えるため、登録を更新するかをご審議いただくものでございます。なお、6ページに参考といたしまして、昨日時点の登録認定団体一覧を掲載しております。それでは、更新の申請団体である7団体について、ご説明いたします。

まず、門真市PTA協議会は、単位PTA相互の連携や健全な発展を図り、児童憲章の精神に則して、児童・生徒の福祉増進のために活動する他の社会的諸団体や教育関係の諸機関と協力することを目的とし、情報交換等の活動をしております。

次に、門真市文化協会は、文化活動を通じて、市民文化の向上発展を図ることを目的として、発表会や展示等の活動をしております。

次に、門真ボーイスカウト協議会は、ボーイスカウト運動を振興し、青少年の品性の陶冶及び国際友愛精神の増進を図り、健全育成に資することを目的に活動しております。

次に、門真市子ども会育成連合会は、子ども会の育成や指導、関連機関との連携協調によって地域青少年の健全育成を図るとともに、地域社会の向上に寄与することを目的として、ドッジボールやキックベースボール大会等を実施しております。

次に、門真市スポーツ少年団本部は、スポーツ活動を通じて青少年の健全育成を図るとともに、市内のスポーツ少年団を育成することを目的として、スポーツ少年大会等を実施しております。

次に、門真市体育協会は、市民の体育スポーツ活動を振興し、市民の体力向上と併せてアマチュアスポーツ団体の組織と活動の充実を図ることを目的として、スポーツ大会や教室を実施しております。

次に、門真市ソフトバレーボール連盟は、市内で活動しているソフトバレーボールの組織を統括することにより、登録チームの相互連携を促進し、ソフトバレーボールの健全な普及と発展を図り、市民の健康増進やコミュニティ育成に寄与することを目的に活動しております。

それではご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

只今、社会教育関係団体の登録申請がありました7団体を門真市社会教育関係団体とすることにつきまして、ご意見、質問等頂戴いただきたいと存じますが、入ります前に私から個人的ですが、意見を述べさせていただきたいと思います。

2月の末ごろでしたが、新聞でも報道されておりましたが、この7団体の代表の内のお一方が、門真市長選挙への立候補を表明したとの新聞報道がございました。私が知る限りでは、団体は政治の団体の役員であっても何ら差し障りはなく、それを辞めなければならないという規定は法律にはございません。政治団体への就任に対する規制はありませんし、議員であってもいいわけですが、改めて社会教育団体の役割を考えますときに、全てにわたって透明性、公平性、公正性が求められますことから、選挙に出馬という、これは少し検討を要します。社会教育関係団体として補助金を出すときには、どうなのかなと考えました。皆さんにご意見があったらお聞かせいただきたいことと、社会教育関係団体の長が出馬するということに対して、政治活動と選挙運動はイコールではない、ただし政治活動の中に、選挙も広義で考えると含まれると法規にも書いてあったりします。法的なことをここで議論することは難しいと思いますので、それはまたしかるべきところで議論していただけたらと思いますが、意見を述べる場でもありますので、社会的に一般市民に誤解を与えるような状況というものは、各団体の長がなられる場合、団体の意思によって、控えられるということが好ましいのではないかと、私は新聞を見てそう思いました。これも含めて皆様からご意見があればと思っておりますので、これも含めてご意見いただきたいと思いますが、その前に事務局から何かございますか。

<脊戸課長>

従来からから社会教育関係団体の登録にあたりましては、本日の資料にも付けさせていただいております、表紙が次第の資料でございますが、3ページから4ページにかけて記載しております「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」でございますが、これに基づきまして社会教育委員会議のご議論を経まして、更新しているところでございまして、議長がおっしゃるとおり、団体の役員につきまして運用するものではございません。なお今月22日に閉会いたしました第1回門真市議会定例会では、門真市議会議員の政治倫理条例が可決をされ、4月1日から施行されることになっております。第3条の政治倫理基準には、議員は市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないことなど、7項目に及ぶ遵守項目を謳っております。以上でござ

います。

<議長>

委員の皆様でお考えいただいて、ご意見いただけたらと思いますが、今ひとつ取り上げましたが、他の1から7項目まで、門真市PTA協議会、門真市文化協会、門真市ボーイスカウト協議会、門真市子ども会育成連合会、門真市スポーツ少年団本部、門真市スポーツ少年団本部、門真市体育協会、門真市ソフトバレーボール連盟、これの継続登録ということになります。活動状況については、事務局できっちりと精査されておりますので、何ら問題ないということでございます。

<委員>

問題点がはっきりしないのですけれど、門真市体育協会の代表役員が市長選に出られるかもわからない、ということですか。

<議長>

報道では出ると意思表示されていましてね、団体の役員が議員になるとか、充て職で市長などが団体の役員をすることは問題ありません。門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱の第2条の(4)に営利を目的とした事業や政治活動、宗教活動を行わない団体であることが記載されており、また、社会教育関係団体登録申請書には「営利活動や特定の政党を支持するなどの政治活動、特定の宗教・宗派を支持するなどの宗教活動を目的とする団体は登録できない」というように述べてありますので、誤解を与えやすいところについてはいかがなものかということ、社会教育委員として意見は述べなければならないと思ったものですから、ここで述べさせていただきました。但し、委員会がそれを辞めなさいということと言える立場ではないので、「コメ印のところは付帯事項として重々お守りください」と言うことぐらいですね。今回申請のあった7団体へは確認をした方がいいのではないかと思ったわけです。

<委員>

今年度末まではこのような問題は起こらなかったわけですね。

<議長>

そうです。

<委員>

門真市の条例で市議会議員は団体の役員になれないことが決まったので、代表が市長選挙に出馬して、市長に当選した場合の話ですね。

<議長>

一般的に考えたときに、団体の長が出馬するということに、その団体を含めて選挙運動をしないということは、一般的には想定できませんよね。そうしたときに、誤解を生むようなことに対していかがかなという道義的な問題提起はしておく必要があると思ったわけです。

<委員>

市議会議員に立候補されて当選した場合には、条例がありますから、兼任できないですね。市長になったことが条例に準ずるのかどうか、ということになるのでしょうかね。もし、市長に当選した人が各種団体の代表になったときに、お困りになるのはご本人だろうと思うのです。公的活動をしてはならないということになれば、本来なら当選された方がご辞退されるという問題になっていくのではないのでしょうか。団体の代表は辞退はせず、継続するとなったときに、市長になった人が団体の役員になっていいのかどうか、許可するのかどうかという問題になるのでしょうかね。

<議長>

ここで政治活動というのを広義に捉えるかどうかというだけのものなんです。選挙活動と政治活動はイコールではない。但し、広い意味では入りますのでね。門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱の第2条に該当しないかということが懸念されますので、例えば法的に色々なところから指摘された場合に「社会教育委員として議論したのか」ということになりますから、社会教育委員として「駄目ですよ」と団体に言うのではなく、ご自身や団体でよくお考えの上、法的に問題がないようになさっていただきたいということをお伝えするのがいいかな、と個人的に思っておりますけれども。要綱を見ておきますと、社会教育委員として議論しなくていいのかなと思ひましてね。皆様から何かご意見ございましたら、お願いいたします。

<委員>

現時点では府議会議員でいらっしゃるということですが、当然この団体自体は、今おっしゃっている門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱の第2条の(4)には抵触していないからこそ、この団体が活動されていて、今年度も市から補助金が出ているということになると思います。おっしゃるように、まだ市長に当選されたわけではないですし、更新というのは何ら問題ないと思います。

<議長>

長になられるというのは、全然規定はないですよ。国であっても、府であっても、長になられることに対して駄目だという規定は何もないです。市長選に出馬ということに対して、「他の方から政治活動と言われたときに誤解を与えますよ。誤解を与えないように団体としてお考えいただきたい」というような意見をこちらは述べるしかないかなと思っています。

だからここをカットしてもだめですよということは何もないのですよ。補助金を出すというようなことにはもう少し上位の団体の、国からの都道府県にむけての通達であるとか、過去に出されたものを見ますと、やはりそういうところはしっかりと市がなさいというようなことが出されていますのでね。その辺のところは社会教育委員として、考えて述べなければならぬのかなと思った次第であります。今の段階で社会教育委員会として、出馬も駄目ですよとか、この団体の登録は駄目ですよということはいえませんが、こういう要綱に則って誤解のないようにしていただきたいということの付帯条件といいますか、確認といいますか、そういうものがどうかと思ひましたので。

<委員>

付帯条件を付けるとしたら7つ全部ですか。

<議長>

7つ全部です。

<脊戸課長>

これまでのご審議の経過をお伺いしておりまして、事務局といたしまして、口頭でございますが、考えました案を申し上げたいと存じます。「各団体におきましては、関係法令に則って活動されていると存じますが、再度門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱にある登録の要件に基づき、自己点検いただきますようお願いいたします」、というような内容になろうかと存じます。

<議長>

登録の前にこの要綱を出している訳なのですが、団体の長が事務手続きをするとは限りませんので、事務的にも従来やっていたからとってするといっているものもあるかと思えます。だから誤解を与えるようなことになりましてはいけませんので、口頭の説明だけでなく、調整させていただきまして、社会教育委員会議の付帯意見とさせていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

<委員>

常識人であれば、市長になったときに団体の代表に就くことについて、考えてくれると思うのですが、一般的常識に欠けているのであれば、人間的にどうなのかと疑う人物になってしまうので、我々としてはこのような形で、今はもうカットできませんので、そのような意向で規約や条例がありますので、考えていただきたいと言うべきじゃないかなと思います。

<議長>

ご意見ありがとうございました。他に何かございますか。

<委員>

現状ならこれを承認して、それ以外何もする必要はないと思うのですが、何か出たらその時点で取り消すか、何か出たらというのは余程のことがない限り、余程のことというのは、ここにある特に要綱の第2条の3項で、団体そのものは政治活動をするとはまずないと思うのですが、団体の代表者が、その団体の活動を積極的な利益の追求に利用しないこと、その点にあたるかどうか。例えば団体が行う事業があり、そこに出向いて自分は今回市長選に出るので、ということ言えば、積極的に自分の利益に繋がる行為をするかどうか、それがあれば、あつた時点で取り消すということをしたらいいと思うのですがね。

<議長>

だいたいご意見をいただきましたので、要綱をご確認いただきまして、今回の7つの団体は継続承認ということで、よろしいでしょうか。それでは皆様承認ということで決定いただきました。

<柴田生涯学習部長>

3月議会で、市議会議員の倫理条例が可決された訳ですが、それは補助金団体の長に市議会議員がなることを禁止しております。社会教育関係団体の中にも補助金団体が沢山あると思いますので、条例が出来ましたことをお知りになっていただくためにも、周知いただくことと併せて、この件について社会教育委員会でもご意見がありましたということで、お示しさせていただきたいと思えます。

<議長>

今、22日に閉会した市議会で条例ができたことも、我々存じませんで、そういうことも含めて、社会教育関係団体に周知を行うべきだと思います。

<柴田生涯学習部長>

社会教育関係団体だけでなく、補助金団体全部と対象となるような団体すべてにお示ししたいと考えております。

<議長>

では、それは事務局にお任せします。今回の委員会では、7つの団体が社会教育関係団体として承認と決定したいと思います。

<委員>

市議会議員の倫理条例が制定されたのは今回が初めてですか。

<柴田生涯学習部長>

3月議会で議員提案の議案で出されまして、議決されました。

<柏木教育次長>

門真市議会議員政治倫理条例が3月22日に可決、成立いたしました。施行日は4月1日でございます。その中身は、市議会議員は、市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任してはならないことが第3条の7の規定と、審査会で違反が認められた場合は、議員の辞職勧告があるという厳しい内容になっております。また、この条例の規定を遵守させるため警告を発することができるということになっております。我々としては、議会の条例というのは、遵守しなければならない立場にありまして、その精神は尊重しなければならないということでございます。今回の社会教育関係団体7団体の内、補助金団体でないのは、門真ボーイスカウト協議会と門真市ソフトバレーボール連盟で、その他の5団体は補助金及び助成を受けております。助成と申しますのは団体の優先権、一般の市民サークルよりも先に大会や冠のついた大会については、優先的に体育館や、グラウンドを使用してもいいですよという、優先権が付与されております。あるいは種々の減免措置ですね、3割から5割の措置が取られており、相当な補助金ならびに減免がされています。こういう意味で何年も前から議会内では政治倫理条例については議論されており、8年前の首長選挙でも議会内外で大きな問題になりまして、社会教育関係団体が首長選挙に大きな影響力

を行使して選挙活動をしていると議員からご指摘もございました。そういった中で、7年～8年間議員の中で議論されて、今回成立を見たというものでございます。ですから、今回の首長選挙におきましてもそういうことがないよう、我々は十分監視しながら、社会教育法、要綱に則った団体として活動されるように見守っていきたいですし、もし違反するようなことがあれば、警告なり意見を述べていきたいと思っております。

<委員>

一言で集約いたしますと、門真市の市議会議員さんたちの活動を、市民にクリーンに見える形にしようという条例ができたということですね。

<教育次長> おっしゃるとおりでございます。

<議長>

丁寧な説明ありがとうございました。本日予定しておりました案件、報告はすべて終了いたしました。社会教育、生涯学習に関する事項についてご意見等がございますか。

<脊戸課長>

付帯意見につきましては、議長と先ほど口頭で考え方を述べただけでございますので、改めて文言につきまして議長と調整させていただきまして、調整が済み次第、皆様に何らかの形でご送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

<議長>

それでは、よろしく願いいたします。他にご意見等ございませんか。ないようですので、本日の社会教育委員会議事を終わらせていただきます。後の進行は事務局にお返しいたします。

<藤川地域教育文化課長補佐>

ありがとうございました。閉会にあたりまして、教育次長からご挨拶を申し上げます。

<柏木教育次長>

本日は平成 25 年度第 2 回社会教育委員会議事にご出席賜りましてありがとうございました。今日は貴重なご意見を委員の皆様から頂戴いたしました。この貴重なご意見を踏まえまして、今後の門真市の社会教育の発展のために十分議論を踏まえて尽力していきたいと存じます。今後ともよろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

<藤川地域教育文化課長補佐>

以上を持ちまして、平成 24 年度第 2 回門真市社会教育委員会議事を終了いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。